

なななかまど

一般社団法人 猿払なななかまどの会 会報

令和2年11月1日(日)

第28号

発行：一般社団法人

猿払なななかまどの会 事務局

なななかまどの会は障がい者の社会参加を応援しています。

with コロナ 「新しい日常」の継続を



イタドリのももすっかり落ち、一雨ごとに冬の訪れを感じるこの頃ですが、村民の皆様にはタイヤ交換やなど冬の準備に余念の無いこととご推察します。日頃よりパンの注文も含め会の活動へのご支援ご協力に感謝申し上げます。

さて、札幌市を中心に新型コロナの罹患者が増えています。10月23日にはこれまで最高の60人となりました。稚内市でも新たな患者が出ました。市中感染で無いのが不幸中の幸いです。下火になるところか第3次のピークを迎えているような感じがします。

そのような中、感染防止のために「withコロナ」として、人混みを避ける、マスクの着用、換気、手洗い、手指の消毒などの「新しい生活様式」の推進が提起されています。先日、稚内市のホームセンターに買い物に行ってきましたが、お客さん全員がマスクをしていましたし、レジでは支払もトレーを通して間接的に行われていました。これは鬼志別のスーパーでも、浜鬼志別のコンビニも同様の措置をとっていました。

マスクの着用は、保菌者かもしれない人からの飛沫を避けると同時に、自分も相手にうつさないという思いやりです。周りに人がいなところや自宅、車の中などはマスクをする必要はありません。会食の時もマスクを外しますが、飛沫が一番受けるのは自分の前の人より隣の人だそうです。(スパコン富岳のシュミレーションより)

しかし、たまにマスクをしていない人がいます。不特定多数の人が出入りするコンビニあたりでは、買い物中だけでいいので是非マスクをしてほしいものです。決して過剰にコロナに反応しているわけで無く、「新しい日常」として定着させたいものです。

withコロナは日常に変化をもたらせています。先日身内の不幸があり札幌圏でお葬式をしてきました。150人入る会場に密を避けて40の椅子席でした。当然、家族葬にしました。故人は近所に大勢の友だち、仲間がいました。でも家族葬ということなので家族・親族だけで葬儀を終え、次の日の死亡広告欄に「葬儀終了」と掲載しました。そういえばこの頃死亡広告欄に「葬儀終了」が随分増えてますね。生前つき合いのあった方とこんな別れは寂しすぎますが、コロナ禍では致し方ありません。入院もそうです。お見舞いに行くことが出来ません。家族が付き添うことも出来ません。新型コロナは人間同士の絆を断ち切っていくような感じがしてなりません。新しい日常の中で知恵を出して「絆」を強める事はできないのでしょうか。例えば入院患者さんが、スマホやタブレットを持っていればテレビ電話で会話出来るかもしれません。もっと他にもアイデアがありそうですね。アイデア勝負で「新しい日常」をワクワク出来るまで乗り切りましょう。

楽遊館のパンは11月から完全予約になります。

春からコロナの影響で道の駅売店「ななかまど」が開店できず、火曜日までに注文を受けて金曜日の午後3時からお渡し、あるいは配達、楽遊館内販売を続けてきました。

たくさんの方の村民の皆さんに利用していただきました。おかげさまでさほど売上が落ちることもなく、障がい者雇用を続けられることができました。ありがとうございました。

冬期間に入る11月からは店頭販売をやめて、完全予約制にさせていただきます。

その週の火曜日までお申し込みいただき、金曜日午後3時からのお渡し、あるいは配達となります。店頭での販売はありません。

新しい注文用紙を全戸分用意しました。お気軽に注文してください。

※パン屋からのアドバイス

たくさん買ってしまったパンは冷凍保存ができます。食べる時は自然解凍するかレンジで20秒程度加熱すると焼きたてのように食べられます。でも、早めに食べましょう。

障がい者雇用を考える①

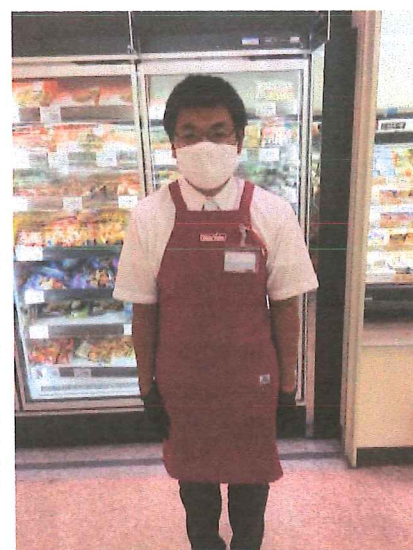
慢性的な人手不足が続く今日、1次産業といわず、どの分野でも人手確保に大変な苦勞をしています。先日、道路工事の現場監督にお話を伺ったところ、作業員の高齢化が進み工事日程も遅れ気味だそうです。

障がい者にとっては雇用してもらえるチャンスが拡大しています。

障がい者が社会に出て働くとき、障がい種別に考えなければならぬことがあります。視覚障がい者は高等養護学校で訓練を受け「針灸」の資格を取って会社に雇用されたり店を構えたりして社会参加を果たしています。身体障がい者の場合は職場内のバリアフリー化で雇用のハードルが下がります。

大変なのは知的障がい者と情緒障がい者、発達障がい者です。小学生のうち特別支援学級に措置されていれば、早くから障がいの軽減のために指導されます。今春一般就労を果たしたT君は高等養護学校に進み、働くためのスキルを身に付け、2度の実習を経て「職業適性がある」と判断されました。同じ高等養護学校生でも障がいの重い人は「就労移行支援」「就労支援継続A型事業所」「就労支援継続B型事業所」等々障がいの程度別に社会参加への継続した準備を受けることができます。(障害者福祉サービス)

特別支援学級から措置替えて普通高校へ進学する人もいます。支援学級に措置されなかった発達障がい者が疑われる人も普通高校へ進学します。しかし、普通高校では社会参加のスキルは教えてくれません。職業訓練もありません。当然社会に出てから苦勞をします。(以下次号)



今月も登場 一般就労を果たしたT君